

エンジェル投資家受入れ制度について

出入国在留管理庁

○ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）（抄）

（入国審査官の審査）

第七条 入国審査官は、前条第二項の申請があつたときは、当該外国人が次の各号（第二十六条第一項の規定により再入の許可を受けている者又は第六十一条の二の十五第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者については、第一号及び第四号）に掲げる上陸のための条件に適合しているかどうかを審査しなければならない。

二 申請に係る本邦において行おうとする活動が虚偽のものでなく、別表第一の下欄に掲げる活動（二の表の高度専門職の項の下欄第二号に掲げる活動を除き、五の表の下欄に掲げる活動については、法務大臣があらかじめ告示をもつて定める活動に限る。）又は別表第二の下欄に掲げる身分若しくは地位（永住者の項の下欄に掲げる地位を除き、定住者の項の下欄に掲げる地位については、法務大臣があらかじめ告示をもつて定めるものに限る。）を有する者としての活動のいずれかに該当し、かつ、別表第一の二の表及び四の表の下欄に掲げる活動を行おうとする者については我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して法務省令で定める基準に適合すること（別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人については、一号特定技能外国人支援計画が第二条の五第六項及び第七項の規定に適合するものであることを含む。）

○ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）（抄）別表第一の五

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動	外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、デジタルノマド 等

○ 国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）（抄）

（出入国管理及び難民認定法の特例）

第十六条の四 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業（国家戦略特別区域内において家事支援活動（炊事、洗濯その他の家事を代行し、又は補助する業務で政令で定めるものに従事する活動をいう。以下この項において同じ。）を行う外国人（年齢、家事の代行又は補助に関する職歴その他の政令で定める要件を満たすものに限る。以下この条において同じ。）を、本邦の公私の機関（第三項に規定する指針に照らして必要な措置を講じていることその他の家事支援活動を行う外国人の受入れを適正かつ確実に行うために必要なものとして政令で定める基準に適合するものに限る。以下この項及び第三項において「特定機関」という。）が雇用契約に基づいて受け入れる事業をいう。第三項及び別表の四の四の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法務大臣は、本邦に上陸しようとする外国人から、特定家事支援活動（特定機関との雇用契約に基づいて、国家戦略特別区域内に限って行う家事支援活動をいう。以下この項及び次項において同じ。）を行うものとして、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）第七条の二第一項の申請があった場合には、当該特定家事支援活動を入管法第七条第一項第二号に規定する入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣があらかじめ告示をもって定めるものに該当するものとみなして、在留資格認定証明書（入管法第七条の二第一項に規定する在留資格認定証明書をいう。以下同じ。）を交付することができる。

検討経緯

【規制改革実施計画（令和6年6月21日閣議決定）】
2. スタートアップの更なる成長
（3）海外活力の取り込み・内外人材活用
（ii）海外起業人材の活躍に資する在留資格等の見直し No.8 スタートアップへ投資する外国人投資家向け在留資格の創設
スタートアップ企業への海外からの投資を呼び込むため、国家戦略特区において、一定額を日本国内のスタートアップに投資するとともに特区
区内のスタートアップエコシステムの形成・発展に寄与する活動を行うこと等を要件として、投資家（エンジェル投資家を含む。）向けビザ
を創設することについて、令和6年度中を目途に必要な措置を講ずる。

エンジェル投資家向け在留資格の現時点の案

制度趣旨	国家戦略特別区域制度の枠組みの下、日本国内に拠点を設けるスタートアップ企業への投資を促進するとともに、 <u>特区区域内のスタートアップエコシステムの形成・発展を推進するため、その支援を行う優れた外国人エンジェル投資家を呼び込む</u>
在留資格	特定活動
在留期間	通算5年
活動内容	創業間もない企業への投資・助言及び支援を行う活動並びに当該活動に付随する活動
その他	資格外活動不可、配偶者・子の帯同可
要件	・ 18歳以上かつ一部の国籍を有している者であること ・ 素行が善良であること ・ 一定額の投資実績及び事業の経営又は管理について一定の実務経験を有していること ・ 一定額の資産を有していること ・ 国内の金融機関の口座を用いて投資を行うこと ・ 以下のいずれも満たす企業の株式を一定額取得又は取得見込みがあること - 新しく事業を始める又は株式会社設立後10年以内の未登録・未上場の株式会社（国内法に基づき設立した株式会社に限る。） - 適切な投資先であること（具体的な要件は検討中） ・ 特区内のスタートアップエコシステム（※）の形成・発展に寄与する活動が見込まれること 等 ※ベンチャー企業や大企業、投資家、研究機関など、産学官の様々なプレイヤーが集積または連携することで共存・共栄し、先端産業の育成や経済成長の好循環を生み出すビジネス環境を、自然環境の生態系になぞらえたもの（引用元：東京都HP「スタートアップ・エコシステム 東京コンソーシアム」の設立について）

課題と今後のスケジュール

具体的な要件については、エンジェル投資家の活動内容の実態を踏まえて検討予定。その後、国家戦略特区制度として新たな在留資格を定めるものであることから、これまでの他の事業例と同様に国家戦略特別区域法の一部改正により対応することとしたい。